

移動等円滑化取組計画書

2025年5月26日

住 所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号

事業者名 岩手県交通株式会社

代表者名 代表取締役会長 本田 一彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社の保有する一般乗合バス車両について、2024年度末現在でノンステップバスの保有率が約28%となっております。車両代替は中古車両がメインとなりますが、2025年度末までにノンステップバスの保有率を30%まで引き上げるよう努めて参ります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス20台導入する(2025~2026年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内外の案内装置の代替	バス車内外における視覚・聴覚による案内設備のメンテナンスを継続して実施します。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
主要バス停での路線案内・乗車補助	盛岡駅前バスのりばにて、案内員を配置し、高齢者や障がい者を含めた路線の案内や乗車補助を行います。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	車内後方部からでも表示内容が確認できるように整備した、車内の液晶画面運賃表示器のメンテナンスを継続して実施します。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
従業員の接遇・知識の向上	高齢者・車いすの方へのバス利用時の対応や自身が体の不自由な方の体験をする講習会に参加します。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様に移動の円滑化に対する適正な配慮を求めています。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・上屋、バス待合所について自治体や関係施設と共同し設置を推進致します。 ・メールや電話で寄せられる利用者様からのご意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用致します。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	特になし	

V 計画書の公表方法

当社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。